



保加入者の特定健診を 3 月も実施

特定健診を受け忘れていたらこの機会にぜひ受診してください



■受診率は約 32% と低迷

糖尿病や高血圧症など生活習慣病を招きやすいメタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)。現在、日本人の 3 人に 1 人は、心臓病や脳卒中といった「循環器系の病気」が原因で亡くなっています。動脈硬化を引き起こすメタボリックシンドロームとその予備軍を発見し、早めの治療に結び付けるのが特定健診(特定健康診査)です。

市国民健康保険は、特定健診を昨年 6 月から 11 月まで実施しました。しかし、受診率は約 32%にとどまっています。このため 3 月に特定健診を追加実施します。40 歳から 74 歳までの人で受診していない人は、この機会に受診してください。

■年 1 回特定健診を受診して健康づくりに生かして

生活習慣病は、自覚症状がはじめのうちはほとんどありません。このため、症状が現れたときは治療が難しくなっているケースも少なくないのです。健康に自信がある人こそ、病気の芽が出ていないかを確認するためにも、年に 1 回必ず特定健診を受診しましょう。

特定健診は、現在、治療を受けている人や薬を飲ん

でいる人も受診できます。受診すると検査結果の移り変わりをまとめた経年結果表が郵送されます。その結果を、健康管理に役立てることができます。

医療機関で受けた検査や職場で受けた健康診査の内容が、特定健診の項目と同じ場合は、市国民健康保険が行う特定健診の受診は必要ありません。その場合は、特定健診を受診したと見なされ、市の受診率も向上します。ぜひ、市健康づくり課へ結果票を提出してください。

■特定健診の受診方法などのご案内

●**受診期間** 3 月 1 日～ 31 日

●**対象者** 特定健診の未受診者で今年の 1 月以前から市国民健康保険に加入している 40 歳～ 74 歳の人(3 月 31 日現在)。治療中の人や服薬中の人を受診可

●**受診方法** 市健康づくり課国民健康保険係に連絡すると、後日、受診券や医療機関一覧などが郵送されます。受診を希望する医療機関に予約し、受診券と国民健康保険被保険者証、自己負担金 1000 円を持って受診をしてください。

なお、昨年 4 月 1 日から今年 3 月 31 日までに、40 歳と 63 歳になった人や、なる人は自己負担金が無料になります。

問い合わせは、市健康づくり課国民健康保険係(☎ 77・8506)まで。



民協働のまちづくり事業公開報告会を開催

26 年度から新たに 2 事業が市民協働のまちづくり事業に採択



昨年の公開報告会の様子

ちづくり事業を行っています。

■昨年度採択された 3 事業が 3 月 23 日に活動報告

昨年度に採択され、今年度実施した 3 つの事業の公開報告会を行います。提案団体が活動した事業内容や熱い思いを聞いてみませんか。入場は無料。だれでも傍聴することができます。

●**日時・会場** 3 月 23 日(日)、午後 1 時 30 分～(午後 1 時から受け付け)、水の郷 2 階視聴覚室

●**事業報告** ▷柳川市におけることばの発達相談事業

(柳川ことばの発達支援グループ)▷柳川まちづくり掘割の安全と掘割環境配慮型再生事業(蒲池掘割委員会)▷柳川菊の節句(柳川まちかどミュージアム委員会)

■作文コンクールと環境教育の事業が新しく採択

26 年度の新規事業の採択を受けようと、1 月 25 日、水の郷で市民協働のまちづくり事業「公開プレゼンテーション」が行われました。長谷健顕彰会の「長谷健を偲ぶ作文コンクール」と、(特活) SPERA 森里海・時代を拓く「森と里と海のつながり環境教育～掘割と子供たちの未来」の 2 団体が提案し、それぞれの事業が選ばれました。

問い合わせは、市総務課市民協働推進係(☎ 77・8419)へ。



公開プレゼンテーションで事業説明



民健康保険の手続きはお早めに

就職や退職で健康保険が変わるときは届け出が必要です

～こんな人が国民健康保険に加入～

市内に住んでいる人は、職場の健康保険や共済組合に加入している人、生活保護を受けている人などを除いて、市の国保(国民健康保険)に加入することになっています。

■**国保に加入しなければいけない人** ▷個人事業主とその従業員▷退職などで職場の健康保険を脱退した人▷パートやアルバイトなどで、職場の健康保険に加入していない人

■**外国人も国保に加入** 3 か月を超えて滞在して、職場の健康保険に加入していない外国人も、国保に加入しなければなりません。

■**住所地特例** 長期の入院や施設入所などのために住所を入院先の病院や施設などに移す場合は、移す前の市区町村の被保険者のままとります。

～国保の手続きは世帯主か加入者で～

国保に加入するときや、就職して職場の健康保険に加入して国保の資格がなくなったときは、届け出が必要です。届け出が遅れると、国保の資格を得た日までさかのぼって保険税を収めることになったり、国保税がいつまでもかかったりします。

また、他の健康保険に加入していながら、国保の保険証を使って受診すると、市が負担した医療費は全額返してもらいます。

なお、国保の手続きは、職場の健康保険とは違い、すべて世帯主か加入者が行う必要があります。ご注意ください。

不明な点は健康づくり課へお尋ねを



～こんなときは 14 日以内に必ず届け出を～

	こんなときは届け出を	届け出に必要なもの
国保に加入	市外から転入してきた	転出証明書、印鑑
	職場の健康保険をやめた	資格喪失証明書(職場の健康保険をやめた証明書)、印鑑
	職場の健康保険の被扶養者ではなくなった	資格喪失証明書(被扶養者でない証明書)、印鑑
	国保の被保険者に子どもが生まれた	国民健康保険証、印鑑
	生活保護を受けなくなった	保護廃止決定通知書、印鑑
国保をやめる	外国人が国保に加入する	在留カード、パスポート
	市外に転出する	国民健康保険証、印鑑
	職場の健康保険に加入した	国民健康保険証と職場の健康保険証または加入証明書、印鑑
	職場の健康保険の被扶養者になった	国民健康保険証と職場の健康保険証または加入証明書、印鑑
	国保の被保険者が死亡した	国民健康保険証、印鑑
その他の届け出	生活保護を受けるようになった	国民健康保険証、保護開始決定通知書、印鑑
	外国人が国保をやめる(転出、出国、就職など)	国民健康保険証、在留カード
	退職者医療制度の対象となった	国民健康保険証、年金証書、印鑑
	市内で転居した	国民健康保険証、印鑑
	世帯主や氏名が変わった	国民健康保険証、印鑑
その他の届け出	世帯を分けた、世帯を一緒にした	国民健康保険証、印鑑
	市外の学校に入学するために住所を移した	国民健康保険証、在学証明書、印鑑
	保険証をなくした、保険証が傷んで使えなくなった	本人確認ができる書類(運転免許証など)、印鑑

～届け出のときは次のことに注意してください～

- 同一世帯員以外の人に手続きを依頼する場合は、委任状が必要です。
- 印鑑と運転免許証など本人確認ができる書類が必要になる場合があります。
- 保険税の口座振替手続きには、預金通帳と届け出印

- が必要で。
- 乳幼児、障害者、ひとり親の医療証や限度額適用認定証、特定疾病療養受療証があるときは持参してください。
- 職場の健康保険証が個人カードの場合は、全員分の保険証を持参してください。

問い合わせは、市健康づくり課国民健康保険係(☎ 77・8506)まで。